

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

1. 背景

我が国の自動車の安全対策については、交通政策審議会の「今後の車両安全対策のあり方に関する報告」（平成 23 年 6 月）に基づき、今後取り組むべき車両安全対策の諸課題について、「車両安全対策検討会」において、検討を行っているところです。

今般、平成 25 年 7 月 1 日に開催された「平成 25 年度第 1 回車両安全対策検討会」において、「自動車の運転に必要な直接視界に係る協定規則（第 125 号）」及び「車線逸脱警報装置に係る協定規則（第 130 号）」を採用し、国内基準に導入することが合意されました。また、「衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則（第 131 号）」を採用し、国際的な基準調和を図ることとしました。

上記への対応にあたり、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」（以下「保安基準」という。）、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下、「細目告示」という。）等を改正することとします。

2. 改正概要

（1）保安基準の改正

① 運転者席（細目告示第 27 条、第 105 条、第 183 条関係）

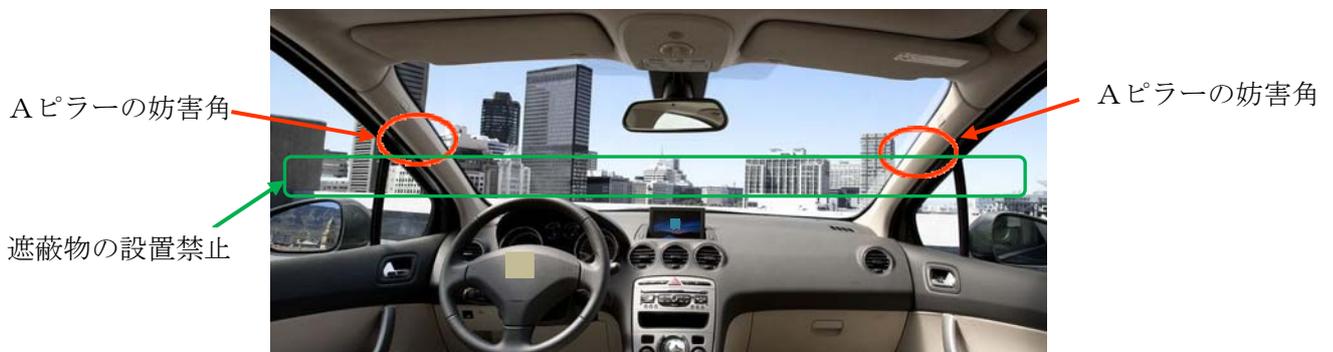
「自動車の運転に必要な直接視界に係る協定規則（第 125 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車

【改正概要】

- 自動車の運転に必要な視野を確保するため、Aピラーによって視野が妨害される許容角度要件を新たに規定することとします。
- 自動車の運転に必要な視野を確保するため、運転者席において、左右 180° 及び一定の上下方向の視野範囲における視野を妨げる遮蔽物の設置を禁止します。（Aピラー、側面ガラスを分割する支柱、窓ふき器等を除く。）



【適用時期】

- 新型車 : 平成 28 年 11 月 1 日以降
- 継続生産車 : 平成 30 年 11 月 1 日以降

② 車線逸脱警報装置（保安基準第 43 条の 6、細目告示第 67 条の 2、第 145 条の 2、第 223 条の 2 関係）

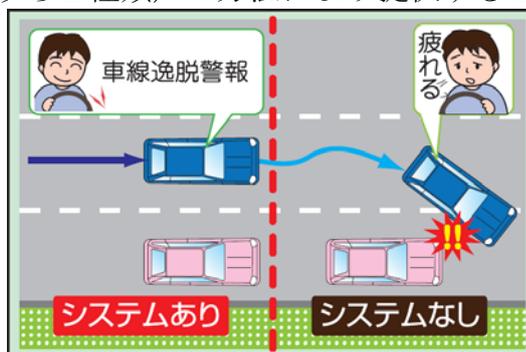
新規則である「車線逸脱警報装置（LDWS: Lane Departure Warning System）」に係る協定規則（第 130 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの
- 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5 t を超えるもの

【改正概要】

- 車線逸脱警報装置の協定規則が発効することに伴い、車線逸脱警報装置を備える場合は、協定規則に適合しなければならないこととします。
- 車線逸脱警報装置は、車両が直線又は走行車線内側の曲率半径が 250m 以上の曲線路走行中に車線を逸脱する場合（意図的に車線を逸脱する場合を除く。）、警報することとします。
- 車線逸脱警報は、運転者が気づくことができるものとして、視覚、聴覚及び触覚手段のうち少なくとも 2 種類（逸脱方向の情報を含む場合にあつては、触覚及び聴覚のうち 1 種類）の方法により提供することとします。



【適用時期】

- 基準適合義務：平成 27 年 8 月 1 日以降

③ 衝突被害軽減ブレーキ（細目告示第 15 条、第 93 条、第 171 条関係）

新規則である「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS: Advanced Emergency Braking System）」に係る協定規則（第 131 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

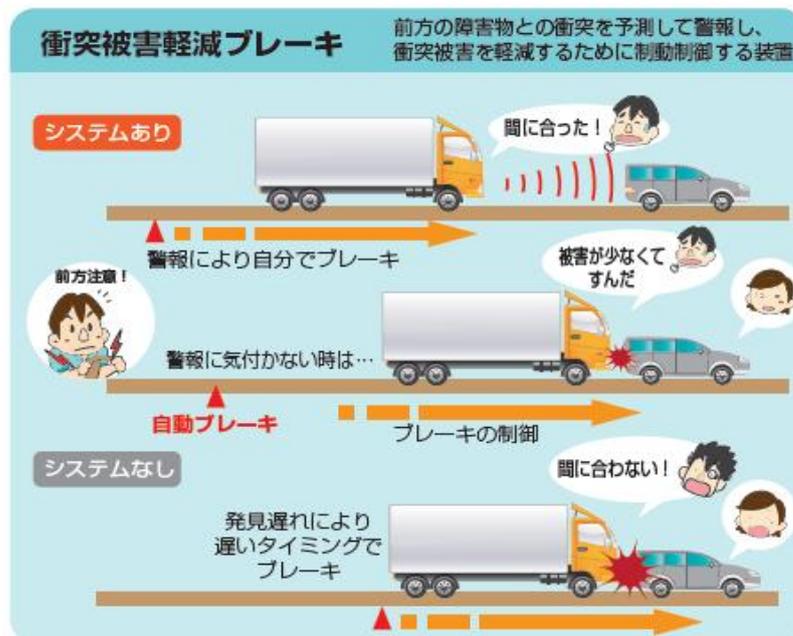
- 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5 t を超えるもの
- 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 8 t を超えるもの

※ 高速道路等において運行しないものを除く。

【改正概要】

- 衝突被害軽減ブレーキの協定規則が新たに発効することに伴い、衝突被害軽減ブレーキを備える場合は、協定規則に適合しなければならないこととします。また、装着義務付け時期以降、協定規則に定める基準に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととします。
- 衝突被害軽減ブレーキは、先行車両のうち、より低速で走行中の車両、減速

して停止した車両、または移動が確認されなかった静止車両との衝突の可能性をシステムが検出したときに、視覚、聴覚及び触覚手段のうち少なくとも2種類の方法により警告を行った上で、それぞれの先行車両に対する制動性能を満たした緊急制動を行うこととします。



【適用時期】

新型車：

対 象	適用時期
貨物の運送の用に供する自動車 (第5輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって、車両総重量が22tを超えるもの。	基準適合義務：平成24年3月12日以降※ 装着義務：平成26年11月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車 (第5輪荷重を有する牽引自動車に限る。)であって、車両総重量が13tを超えるもの。	基準適合義務：平成24年3月12日以降※ 装着義務：平成28年11月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車 (第5輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって、車両総重量が20tを超え22t以下のもの。	基準適合義務：平成24年3月12日以降※ 装着義務：平成28年11月1日以降
貨物の運送の用に供する普通自動車 (第5輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって車両総重量が8tを超え20t以下のもの	基準適合義務：平成24年3月12日以降※
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12tを超えるもの	基準適合義務：平成25年1月27日以降※ 装着義務：平成26年11月1日以降
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両	基準適合義務：平成25年1月27日以降※

総重量が5 tを超え 12 t 以下のもの	
-----------------------	--

継続生産車：

対 象	適用時期
貨物の運送の用に供する自動車 (第5輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって、車両総重量が22 tを超えるもの。	基準適合義務：平成24年3月12日以降※ 装着義務：平成29年9月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車 (第5輪荷重を有する牽引自動車に限る。)であって、車両総重量が13 tを超えるもの。	基準適合義務：平成24年3月12日以降※ 装着義務：平成30年9月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車 (第5輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって、車両総重量が20 tを超え22 t以下のもの。	基準適合義務：平成24年3月12日以降※ 装着義務：平成30年11月1日以降
貨物の運送の用に供する普通自動車 (第5輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって、車両総重量が8 tを超え20 t以下のもの	基準適合義務：平成24年3月12日以降※
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が12 tを超えるもの	基準適合義務：平成25年1月27日以降※ 装着義務：平成29年9月1日以降
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5 tを超え12 t以下のもの	基準適合義務：平成25年1月27日以降※

※ 装着義務付け時期までの間に、衝突被害軽減ブレーキを備える場合にあっては、現行の衝突被害軽減ブレーキの基準である細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に規定する基準に適合するものであってもよいこととします。

(2) 装置型式指定規則の改正

衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則、車線逸脱警報装置に係る協定規則及び自動車の運転に必要な直接視界に係る協定規則の採用に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第2条（特定装置の種類）、第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

- 第2条（特定装置の種類）関係
「衝突被害軽減制動制御装置」、「運転者席」及び「車線逸脱警報装置」を追加します。
- 第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係
「衝突被害軽減制動制御装置」は衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則に基づき認定されたものについて、「運転者席」は自動車の運転に必要な直接視界に係る協定規則に基づき認定されたものについて、また、「車線逸脱警報装置」は車線

逸脱警報装置に係る協定規則に基づき認定されたものについてそれぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。

○ 第6条（特別な表示）関係

- ・第3号様式に定める表示方式について、「衝突被害軽減制動制御装置」、「直接視界」及び「車線逸脱警報装置」は $a \geq 8$ とします。



(3) その他

「道路運送車両法施行規則」及び「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

3. スケジュール

公布：平成25年11月12日

施行：公布の日

※ECE規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov12.html